

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第6回都・区検討会

1. 日時・場所

平成30年5月18日（金）13:15～14:45

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

- (1) 中間のまとめについて
- (2) 交差部の交差方式等の検証
- (3) 計画重複等に関する検証
- (4) 地域的な道路に関する検証
- (5) その他

4. 配布資料

議事次第

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」都・区市町策定検討
会議設置要綱

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方
（第6回検討会資料）

中間のまとめ（案）

5. 議事録（質疑）

目黒区

- ・ 中間のまとめにおける橋詰の検証対象の部分について、記載の一部を修正すること
であったが、全体との関係でもう一度説明をしてほしい。
- ・ 中間のまとめにおける今後の進め方の項目について、この部分には、中間のまとめ公表
後、基本方針を策定するまでの流れを記載するものだと考えるが、いかがか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・ 橋詰の検証対象の部分については、他の検証項目と表現をあわせた形で修正をしていく。
- ・ 今後の進め方の項目については、都市計画道路の検証を引き続き不断に行っていくとい
う本検討の大きな考え方を踏まえ、その一環として今後の見直しについて言及するために、

2段落目以降を記載している。

新宿区

- ・広域的な道路と地域的な道路について、中間のまとめでは「広域的な道路とは、交通や防災等の面から広域的な役割を果たす幹線道路で、現時点で、都が主な都道として整備・管理が必要と考える道路をいい、地域的な道路とは、広域的な道路以外をいいます。」と記載されている。当区としては、地域的な道路に関しても、都が整備・管理を行う道路があると考えているが、この部分について、都の考え方を確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・広域的な道路と地域的な道路については、都としても、全ての路線について、区市町と合意されているとは考えていない。広域的な道路は、「現時点で、都が主な都道として整備・管理が必要と考える道路」であり、地域的な道路は、広域的な道路以外のことを指し、整備・管理については、今後調整が必要であると認識している。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第6回都・区検討会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	(欠席)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第6回都・区検討会 区 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	(代理)
中央区	環境土木部 環境政策課長	(代理)
港区	街づくり支援部 土木課長	
新宿区	都市計画部 都市計画課長	
文京区	都市計画部 都市計画課長	
台東区	都市づくり部参事（都市計画課長事務取扱）	(代理)
墨田区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
江東区	土木部 道路課長	
品川区	都市環境部 都市計画課長	(代理)
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	
渋谷区	土木部 街路・用地担当課長	
中野区	都市基盤部 都市計画分野副参事	
杉並区	都市整備部 土木計画課長	
豊島区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
北区	まちづくり部 都市計画課長	
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	
板橋区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
練馬区	都市整備部 交通企画課長	
足立区	都市建設部 企画調整課長	(代理)
葛飾区	都市整備部 街づくり計画担当課長	
江戸川区	土木部 計画調整課長	